

# 令和6年度琵琶湖市民清掃実施要綱

—琵琶湖を美しくする運動実践本部—

## 1 はじめに

琵琶湖を美しくする運動実践本部(以下「実践本部」といいます。)では、琵琶湖市民清掃(以下「市民清掃」といいます。)を行っており、これまで琵琶湖の環境保全に大きな成果を上げてきました。

今年度の琵琶湖市民清掃に関しましても、熱中症対策の観点から、清掃時間を最長2時間程度とさせていただきます。琵琶湖市民清掃を実施いたします。

※市民清掃は、参加を強制する行事ではありません。清掃活動の参加についての判断は、各団体様、個人様で御判断ください。

## 2 実施日・実施の有無・時間

### (1) 学区自治連合会

#### ① 実施日等

実施日：令和6年6月23日(日) (予備日：令和6年6月30日(日))

清掃活動は、36学区一斉に指定の日に実施します。

※予備日が中止の場合、再度の延期は実施せず令和6年度琵琶湖市民清掃は中止となります。

#### ② 雨天時等の対応

- ・ 市内いずれかの区域で気象警報発表の場合

6月30日(日)に実施します。

- ・ 気象警報発表に至らない雨天等の場合

実施または中止の判断は、当日早朝に実践本部が行います。ただし、台風の接近や、明らかな晴天の場合など、事前に天候状況が判明している場合は、実施日直前の金曜日に開催可否の判断をします(予定どおり実施する場合は実践本部から各学区連合会への連絡は行いません)。実践本部が中止を決定した場合は、6月30日(日)に実施します。

※詳しくは、「実施要綱 別紙-1」(資料P6)をご確認ください。

実施または中止のお知らせについては、午前6時00分から6時5分までの間に、びわ湖放送のテレビ放送画面上に字幕で、実施の有無をお知らせするとともに、実践本部のホームページにおいてもお知らせします。

※琵琶湖を美しくする運動実践本部 HP (<https://simin-seisou.localinfo.jp/>)

### (2) 事業所、その他団体等(上記(1)以外の団体)

- ・ 基本実施日：令和6年6月23日(日)

上記基本実施日の前後2週間以内程度のあらかじめ実践本部と協議した日時を、各事業所、その他団体の実施日とし、雨天時等の対応についても実践本部と個別に協議して決定します。

### 3 実施内容

#### (1) 全ての団体（学区自治連合会、事業所、その他団体等）

##### ①清掃実施場所

市内全域（琵琶湖、湖岸、河川、道路、公園等の公共的な場所）

##### ② 注意が必要な作業

ア. 側溝の重い溝蓋の上げ下げ

イ. 河川の斜面の草刈り、河川の中での作業

ウ. 公園や道路植樹帯の高木の枝切り

エ. 道路の中央分離帯、交通量が多い所での作業

オ. 草刈機等の使用（飛び石など、周囲の安全状況にも十分配慮してください。）

カ. その他、困難又は危険と思われる作業

- ・上記に掲げる作業は、けがや事故の原因となることが多いので、作業を控えてください。作業をされる場合は、各団体で実施計画を立てる際に、参加者に無理をしないように周知徹底してください。
- ・清掃作業が困難又は危険と思われる場所には立ち入らず、後日、施設管理者に連絡し、対応を相談してください。
- ・清掃時間は最長2時間程度となっておりますので、無理のない範囲で作業してください。

##### 【施設管理者】

■琵琶湖及び湖岸	⇒ 滋賀県大津土木事務所	(Tel 5 2 4 - 2 8 1 3)
■河川及び水路	⇒ 大津市道路・河川管理課 河川係	(Tel 5 2 8 - 2 7 8 3)
■大津市道	⇒ 大津市道路・河川管理課 維持第1・2係	(Tel 5 2 8 - 2 7 8 2)
■公園	⇒ 大津市公園緑地課	(Tel 5 2 8 - 2 7 8 4)
■不法投棄	⇒ 大津市産業廃棄物対策課	(Tel 5 2 8 - 2 9 1 0)

**琵琶湖を美しくする運動実践本部事務局 (Tel 5 2 6 - 5 2 9 9)**

##### ③ 実施方法

学区自治連合会は、各学区単位で各地域の清掃を実施します。

事業所、その他団体等については、事業所、その他団体等ごとに清掃活動を実施します。

学区自治連合会と事業所、その他団体等が共同で実施してもかまいません。

### 4 ごみの集積（搬入）場所、集積（受入れ）時間、実績報告等

#### (1) 学区自治連合会

##### ①ごみを出す場所

あらかじめ学区自治連合会が大津市に申請した学区内の集積所に出してください（これ以外の場所に出されたごみは収集されません。）。また、市民清掃のごみであることを周知するために、集積所番号を記載した用紙を、見やすい場所に1枚貼ってください。（ごみ袋に直接貼り付けないでください。なお、様式については任意です）。

※ごみの種類（燃えるごみ、燃えないごみ、土砂・石・泥類）ごとに分けて異なる種類のごみ袋同士が重なることのないように集積してください。（ごみの種類ごとに別々の車両で収集するためです。）

## ②ごみを出す時間

午前 11 時までにごみ出しを完了してください。

※（注）午前 11 時以降にごみを出された場合回収されません。

## ③実績報告

学区自治連合会は、学区内の次の実績を集約して、琵琶湖市民清掃実績報告書（「実施要綱 別紙-2」（資料P7））により、翌日午後 5 時まで実践本部事務局に報告してください。

ア. 学区自治連合会における参加者数

イ. 集積所ごとの種類別ごみ量

※各自治会で報告をせず、学区自治連合会で各自治会分を取りまとめていただき御報告ください。

## ④不法投棄連絡

市民清掃実施当日に不法投棄物を発見した場合は、絶対に発見場所から不法投棄物を移動させず、「場所（詳細がわかる地図を添付してください）、物品名、数量等」を「別紙-3」（資料P8）の連絡票により、市民清掃翌日の 17 時まで、**学区自治連合会単位**で実践本部事務局に連絡してください。（自治会からの個別連絡でなく、学区自治連合会から実践本部への報告書により連絡してください）。

## ⑤収集確認等

各集積所において、ごみ収集の立会いや収集状況の確認は不要です。

一日開催に伴い、各集積所における回収時間帯が昨年と変わる可能性があります。ごみの回収を効率的に行うため、午前 10 時前後から開始しますが、ごみ出しが完了した午前 11 時以降に全ての集積所の回収を行います。ごみが回収された後であっても、午前 11 時までにごみを出していただくことができます。

ごみの回収は夕方頃までかかる可能性があります。

## （2）事業所、その他団体等（上記（1）以外の団体）

ごみの集積（搬入）場所、集積（受入れ）時間、実績報告については、あらかじめ個別に実践本部と協議した内容とします。

## 5 ごみの分別の仕方

### （1）全ての団体（学区自治連合会、事業所、その他団体等）

市民清掃におけるごみは、下記の表のとおり分別してください。

ごみの分別	ごみの分け方	ごみ袋	☆処理、搬出の仕方
ごみの分別	① 草・木の枝や竹、散在性の燃やせるごみ	透明のポリ袋 指定ごみ袋 又は	☆草・木の枝や竹も長さ 40cm 未満、太さ 5cm 未満に切ってください。 ☆草は土手や河川敷に刈り倒し、河川の流に影に響のないところに置くなどし、可能な場合は地域で処理しましょう。 ☆市民清掃において収集したペットボトルは、リサイクル法に基づく分別に適さないものになるので、燃やせるごみとなります。
	② 散在性の燃やせないごみ		☆市民清掃において収集したかん、びんは、リサイクル法に基づく分別に適さないものになるので、燃やせないごみとなります。 ☆割れたガラスや陶器類は紙に包む等して、安全な工夫をしてください。

※土砂・石・泥類について

☆可能なものは地域の植え込みや道のくぼみに埋めるなど、地域で処理をしてください。

☆なお、当日に止むを得なく排出された土砂類については回収いたしますので、収集した土砂については土のう袋に入れ、他のごみと重ならないようにして集積所に集積してください。

- (注1) 家庭及び私有地のごみ(草・木の枝や竹を含む)、集合住宅などの管理のごみ(放置自転車など)や事業所のごみなど、市民清掃実施場所以外から排出されたごみは、出すことができません。(収集もされません。)
- (注2) 集積所には、上表のごみの種類(燃えるごみ、燃えないごみ、土砂・石・泥類)ごとに分けて異なる種類のごみ袋同士が重なることのないように集積してください。(ごみの種類ごとに別々の車両で収集するためです。)
- (注3) 草・木の枝や竹で、やむを得ず、長さ40cm未満、太さ5cm未満に切れず袋に入れることができないものは、次の条件をすべて満たしたものに限り収集されます。

- ・市民清掃の清掃活動により刈り取った草・木の枝や竹で、長さが70cm未満、太さ5cm未満であること。(加工木や廃材は収集されません。)
- ・収集車両(パッカー車)に積み込める状態にまで、広がった枝をはらう等したもの。
- ・収集車両(パッカー車)に積み込みやすい状態に荒縄またはビニール紐で結束してあること。

※無理のない範囲で活動していただくため、昨年度より長尺物の取扱を変更し、上記(注3)に該当するもののみを収集対象とし、それ以外は収集されないこととなりました。

※荒縄だけでなくビニール紐で結束されたものについても収集対象となりました。

(注4) 大津市の処理施設で処理できない以下のごみは、集積所に持ち込まないでください。

- 家電リサイクル品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)
- パソコン類
- その他大津市で処理されないもの(プロパンガス、自動車及びその部品、自動二輪及びその部品、タイヤ、バッテリー、消火器等)

※上記のものを市民清掃実施当日に、不法投棄物として発見した場合は、絶対に発見場所から不法投棄物を移動させず、「場所、物品名、数量等」を「別紙-3」(資料P8)の連絡票により、市民清掃翌日の17時までに、学区自治連合会単位で実践本部事務局に連絡してください。(自治会からの個別連絡でなく、学区自治連合会から実践本部への報告書により連絡してください)。

連絡についての対応は、市民清掃実施日の翌日以降、1ヶ月以上後になることもあります。

※市民清掃当日よりも前から不法投棄物を発見されていた場合や、市民清掃翌日17時までの連絡票提出期限を過ぎる場合については、大津市産業廃棄物対策課(Tel 528-2910)に直接ご連絡ください。

## 6 活動参加の呼びかけ

- ・市民清掃は参加を強制する行事ではありません。参加についての判断は各団体様、個人様で御判断ください。
- ・各参加団体においては、高齢者や病弱者等の世帯に、無理な参加要請はしないようにしましょう。
- ・お子様の参加については、保護者等と一緒に参加いただきますようお願いいたします。
- ・危険が予測される場所(斜面の急な場所等)においては清掃活動を行わないでください。
- ・活動前に体温を測るなど体調をチェックし、「発熱」「体のだるさ」等の症状がある場合は参加を御遠慮ください。
- ・活動時間は最長2時間程度とし、長時間の活動は避けてください。

## 7 その他

- ・ホタルなどの水辺の生物の生息地では、6月から7月末頃までの期間に水辺の草を刈り取ると、生物の生息に影響を及ぼす場合があります。清掃場所に注意をしましょう。
- ・実践本部では傷害保険と損害賠償保険に加入しますが、参加者の怪我や事故等に対し、保険の範囲で対応するもので治療費等を全額補償するものではありません。（「2 実施日・実施の有無・時間」であらかじめ決められた以外の日に実施される場合の当保険適用については、実践本部事務局にご相談ください。また、琵琶湖市民清掃以外の地域清掃（美化活動）については、当保険は適用されません。）
- ・十分な補償とするため、各参加団体においても、できるだけ保険に加入していただくようお願いします。

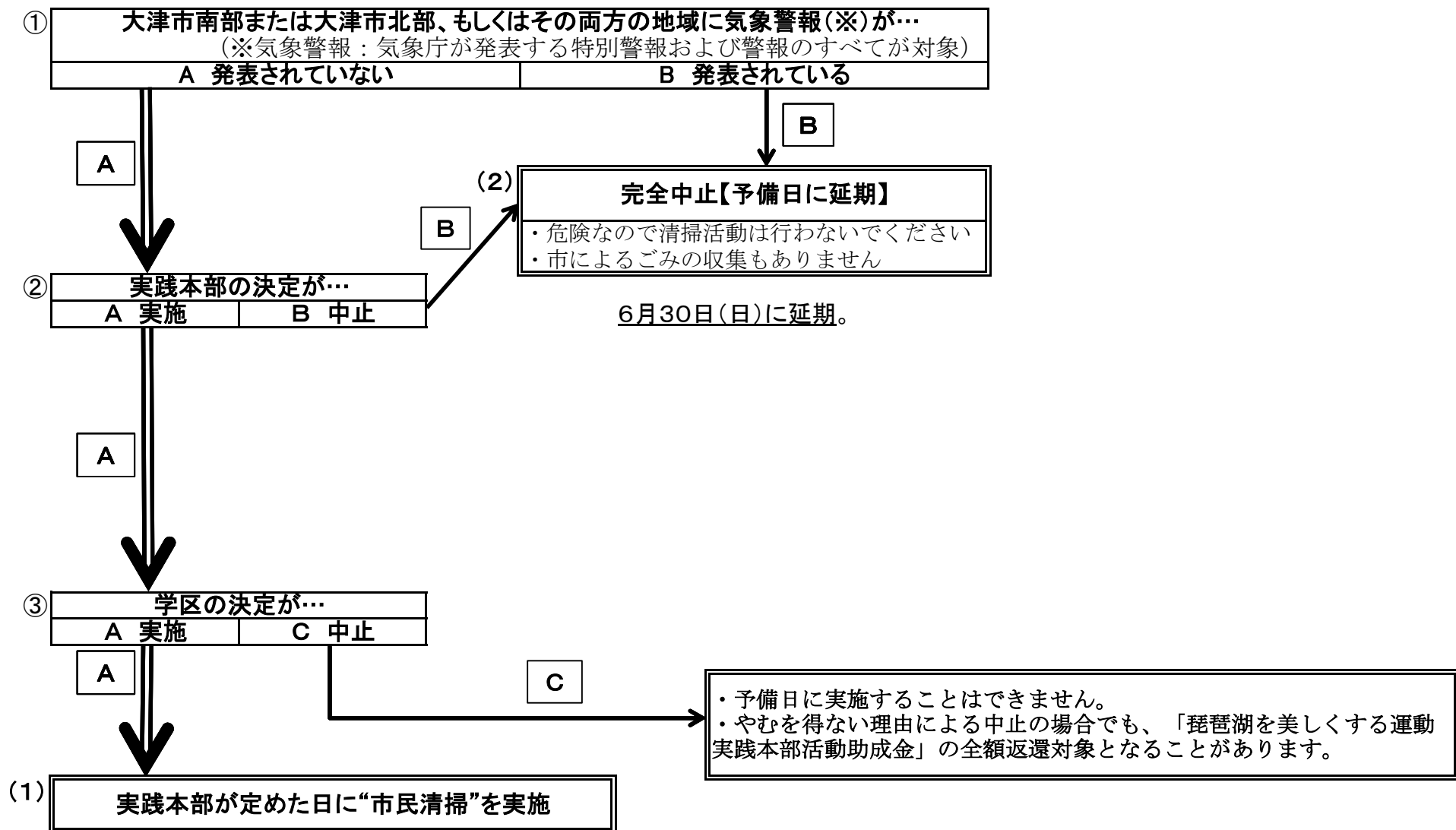
### ◆注意事項

- ・実践本部が市民清掃を実施する場合であっても、最終的な参加の御判断は各団体様や各個人様で御判断ください。
- ・午前11時までにごみ出しを終了してください。
- ・不法投棄物を発見された際は、絶対に発見場所から不法投棄物を移動させないでください。
- ・地域の美化の全てを市民清掃が担うのではなく、市民清掃の原点に立ち返り、実践本部のルール（実施要綱）に基づき、自らの責任で出来る範囲で、無理のない清掃を実施するという考え方で事業を行います。
- ・草刈機の不慣れな使用や、重たい溝蓋上げなどの危険な作業は避けましょう（安全最優先）。やむを得ず、草刈り機を使用する場合は、飛び石など周囲の状況にも十分注意してください。
- ・危険が予測される場所（斜面の急な場所等）においては清掃活動を行わないでください。
- ・ごみの分別、袋詰めを徹底してください。
- ・家庭や事業場、その他の公共的な場所以外のごみは持ち込まないでください。
- ・ペットボトルやレジ袋等の散在性プラスチックごみは環境に悪影響を与えるため積極的に回収してください。
- ・活動前に体温を測るなど体調をチェックし、「発熱」「体のだるさ」等の症状がある場合は参加を御遠慮ください。
- ・熱中症には十分注意をしてください。十分な水分補給や、早朝など涼しい時間に短時間で終了させる等の対応をお願いします。
- ・活動時間は最長2時間程度とし、長時間の活動は避けてください。

§ この実施要綱は、琵琶湖を美しくする運動実践本部のホームページにて閲覧できます。

<https://simin-seisou.localinfo.jp>

○ 雨天時等の対応





不法投棄物は、発見場所から動かさないでください。  
不法投棄物は、絶対に集積所に収集しないでください。

実施要綱  
別紙-3

琵琶湖市民清掃不法投棄物(リサイクル家電・適正処理困難物等)連絡票

令和 年 月 日受付  
受付者

報告者氏名 (わかれば 報告者の所属も 記載してください)		連絡先 (日中に 連絡のつく 電話番号)	
不法投棄物の 種類・数量等			
場所 (必ず別紙に地 図を添付してく ださい。)	例)大津市御陵町3-1の北側 電柱付近 ・詳細は別紙地図に記載のとおり		
その他			

- ・本連絡票は、市民清掃実施当日に見つけた不法投棄物を報告する場合に使用してください。
- ・見つけた不法投棄物は、絶対に見つけた場所から移動させないでください。
- ・不法投棄物の対応は、連絡から1ヶ月以上後になることもあります。

送信先 : 琵琶湖を美しくする運動実践本部事務局  
FAX 526-5299/522-1097 (提出期限:清掃翌日午後5時まで)  
メール otsu1121@city.otsu.lg.jp